

平成 29 年度 市県民税・国民健康保険税申告受付日程表

問 税務課市民税係 ☎内線 113、114、138
福島支所市民課・鷹島支所市民課

受付会場・受付時間をご確認の上、ご来場ください。

月日(曜)	会 場	受付時間	対 象 地 区
8日(水)	星鹿公民館	9:00～11:15	星鹿・大石
		13:00～16:30	牟田・川原辺田・下田
9日(木)	青島住民センター 黒島公民館	8:45～12:00 12:00～14:45	青島 黒島
13日(月)	調川公民館	9:00～11:15	松山田・江口1
		13:00～16:30	中免・下免・江口2・江口3
14日(火)		9:00～11:15	上平尾・平尾・大小松・前浜・前浜団地
		13:00～16:30	白井・上免・七区ノ一・七区ノ二・中興・調川定住促進住宅
15日(水)	東部交流センター (今福公民館)	9:00～11:15	人柱・東新町
		13:00～16:30	今福木場・本町・栄町・仲町・今福元町・恵比須町・松崎・坂野
16日(木)		9:00～11:15	土肥ノ浦・浜ノ脇・北東1
		13:00～16:30	北東2・北東3・羽古場・福德・今福団地・寺上
17日(金)	飛島集会所	9:00～11:15 14:00～15:30	仏坂・仏坂住宅・西新町・楠籠団地・滑栄 飛島
20日(月)	鷹島開発総合センター	9:30～11:15	石川・三里
		13:00～16:30	里・神崎・阿翁
21日(火)		9:30～11:15	阿翁浦(1～4班)
		13:00～16:30	阿翁浦(5～10班)
22日(水)		9:30～11:15	原・中通
		13:00～16:30	船唐津・殿ノ浦・日比
23日(木)	福島保健センター	9:30～11:15	播磨釜・喜内瀬
		13:00～16:30	福崎・原
24日(金)		9:30～11:15	土谷・鍋串
		13:00～16:30	端・里
27日(月)		9:30～11:15	伊万里釜
		13:00～16:30	浅谷・日の浦
28日(火)	御厨公民館	9:00～11:15	寺ノ尾下・寺ノ尾中・小船
		13:00～16:30	大崎上・西木場・川内
1日(水)		9:00～11:15	平瀬・市場・札場・泉・駅通・池田上・御厨団地
		13:00～16:30	池田・前田・御厨定住促進住宅・北久保・北久保住宅
2日(木)		9:00～11:15	中野・神原・二反田・寺ノ尾上・田代
		13:00～16:30	郭公尾・大崎下・長嶺団地・板橋・御厨木場
3日(金)	文化会館	9:00～11:15	大浜東・大浜西・不老山・潮見団地
		13:00～16:30	上野・新志佐・栢ノ木・蛭子崎東・蛭子崎中・蛭子崎西・田原高層住宅
6日(月)	上志佐公民館	9:00～11:15	柚木川内・田ノ平・横辺田
		13:00～16:30	稗木場・長野・笛吹
7日(火)		9:00～11:15	馬場・丹花・上町・中町・立町・横町・志佐元町
		13:00～16:30	西山・岸浜・白浜・白浜団地・黒汐・西日本プラント
8日(水)	文化会館	9:00～11:15	上高野・下高野
		13:00～16:30	赤木・池成・高野団地・高野定住促進住宅・里田原1・里田原2・田原・住吉通
9日(木)		9:00～11:15	庄野・鹿ノ爪・立石川・三栄・蛭子崎団地・向町上・旭町・下庄野
		13:00～16:30	里1・里2・辻ノ尾
10日(金)		9:00～11:15	市県民税・国民健康保険税申告追加受付
		13:00～16:30	
13日(月)	福島支所・鷹島支所	9:00～11:15	市県民税・国民健康保険税申告追加受付
		13:00～16:30	
14日(火)	文化会館	9:00～11:15	市県民税・国民健康保険税申告追加受付
		13:00～16:30	
15日(水)		9:00～11:15	市県民税・国民健康保険税申告追加受付
		13:00～16:30	

※申告期間中、市役所税務課・福島支所市民課・鷹島支所市民課では申告受付を行いません。
指定された日時が都合の悪い人は、市内の別の会場で申告してください(連絡不要)。ただし、ほかの地区から青島・飛島・黒島の会場での申告を希望する人は、前日までに税務課にご連絡ください(書類準備のため)。



平戸税務署からのお知らせ

問 平戸税務署 ☎ 0950-23-2131 (市外局番をお確かめの上、お電話ください。)
(月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時。自動音声での案内となります)

確定申告は正しくお早めに！

～納期限は申告期限と同じ日です～

◆平成28年分の申告所得税および復興特別所得税の確定申告ならびに贈与税の申告と納税の期限は**3月15日(水)**まで

◆平成28年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告と納税の期限は**3月31日(金)**まで

※振替納税を利用される場合は、次の日に口座から自動的に引き落とされます。

- 申告所得税および復興特別所得税 … 4月20日(木)
- 消費税および地方消費税 … 4月25日(火)

平成 28 年分の確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

平成 28 年分以降の確定申告書を提出する際には、申告者ご本人や扶養親族などのマイナンバーの記載と申告者ご本人の本人確認資料(※注)の提示または写しの添付が必要です。

【(※注) 本人確認書類】

- ①マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードだけで構いません。
- ②マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる書類(通知カードまたはマイナンバーの記載がある住民票の写しなどのうちいずれか1つ)と身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ)が必要になります。

申告書の作成は便利な「確定申告書等作成コーナー」で！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、所得税および復興特別所得税、個人の消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して送信することができるほか、印刷した「書面」により提出することもできます。

また、各種届出書、手引きなどもダウンロードでき、大変便利です。ぜひご利用ください。

平戸税務署確定申告会場のご案内

【会場】平戸文化センター(平戸市岩の上町 1529 番地)

【期間】2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日曜日を除く

【受付時間】午前9時～午後4時

【対象】平戸税務署管内にお住まいの人

※上記の期間は、平戸税務署での申告相談は行いません。

※作成済の確定申告書の提出は、通常通り、平戸税務署で受け付けています。